

(申請等の理由)
第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出(以下「申請等」という。)をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一・二 (略)	(略)
三 法第七十九条、法第八十一条、法第八十二条の二、法第八十九条、法第九十条、法第九十一条第一項、法第九十二条第一項及び法第三十四条の三第一項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等	当該申請等を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長又は当該場所の最寄りの空港出張所長
四・五 (略)	(略)

2 法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第三十二条及び法第三十四条の三第二項の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長

3・4 (略)
 ・第30号様式 (第239条関係)

(表)

(略)	航空法技粹
(報告徴収及び立入検査)	
第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。	
(1)～(8) (略)	

(申請等の理由)
第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出(以下「申請等」という。)をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一・二 (略)	(略)
三 法第七十九条、法第八十一条、法第八十二条の二、法第八十九条、法第九十条、法第九十一条第一項、法第九十二条第一項及び法第九十九条の二第一項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等	当該申請等を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長又は当該場所の最寄りの空港出張所長
四・五 (略)	(略)

2 法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第九十九条の二第二項及び法第三十二条の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長

3・4 (略)
 ・第30号様式 (第239条関係)

(表)

(略)	航空法技粹
(報告徴収及び立入検査)	
第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。	
(1)～(8) (略)	